

京都大学	博士（文学）	氏名	高 誠晩
論文題目	現代紛争後社会における大量死の意味づけをめぐる「正義回復」への試みとローカル・リアリティ — 済州4・3事件、沖縄戦、台湾2・28事件の事例から —		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文の目的は、以下の三点に集約できる。第一に、「移行期」に際し国民国家が「負の歴史」を克服するための公的な試みとして、望ましい死者＝「犠牲者」が創り出される政策的な背景及びそのプロセスを明らかにすることによって、「死者の犠牲者化」が孕んでいる国民国家イデオロギーとそれに起因する問題を批判的に考察することである。その上で第二に、近親の死者や行方不明者を公的な「犠牲者」の範疇に編入させるための「申請」行為に伴う遺族第一世代の実践を明らかにし、そのプロセスと背景にある諸々の社会的要因を解明することである。そして第三に、家族・親族集団（父系血縁集団）の中で創造・運用されてきた家系記録の記載実践から、近親者の死および行方不明の意味づけをめぐる遺族第一世代が模索してきた工夫と知恵を明らかにすることである。</p>			
<p>こうした問題意識にもとづいて、本論文では、現代における紛争後社会がめざす大量死の意味づけという事象を、一方では被害者救済や真相糾明、そして和解実現のための「移行期」における「正義回復」への試みとして、また他方では父系血縁集団のようなローカル・コミュニティが創造・蓄積し、発揮してきた経験知の生成と実践のプロセスからアプローチする。そうすることによって、社会学的及び人類学的研究の双方から「移行期正義」論に対する批判的検討を試みる。</p>			
<p>第1部第1章から第4章までは、本論文において主な事例研究の対象となる済州4・3事件について述べる。韓国の民主化以降の「過去清算」期に創り出される「4・3犠牲者」についての成果や批判を評価しながら、「過去清算」の政策とプログラムに組み込まれざるをえなかった遺族第一世代の思いを基点として、より根源的に再検討する。その上で、第2部第5章から第6章までは済州4・3事件にかかる「犠牲者化」を比較し相対化することによって、20世紀後半の東アジアの紛争後社会における「負の過去」克服と清算をめぐるダイナミズムを描き出す試みとして、第二次大戦における沖縄戦と植民地支配解放後の台湾2・28事件をとりあげる。</p>			
<p>まず第1部第1章では、済州4・3事件の展開過程を概説した上で、長期間にわたる抑圧的政治体制を経て民主政権への「移行期」にあたった韓国政府が事件の残した「負の遺産」を克服するための試みとして取り組む「過去清算」について説明した。その上で「過去清算」の産物として「4・3犠牲者」が創りだされるメカニズム、いわゆる「死者の犠牲者化」を「過去清算」と国民国家イデオロギーとの関係</p>			

性という観点から考察した。

次に、第2章では、済州4・3事件の「過去清算」による「死者の犠牲者化」プロセスによって創り出される「4・3犠牲者」が、記念空間（済州4・3平和公園）でいかに現前化されるかを、モニュメント上の刻銘と記念館での展示を中心に考察した。そうすることによって、済州4・3平和公園をめぐる繰り広げられる「犠牲者」像の統合と排除というダイナミックな状況の解明を試みた。

第3章では、遺族第一世代が「死者の犠牲者化」プロセスに組み込むために韓国政府に申し立てた「4・3犠牲者申告書」を手がかりにして、彼/彼女たちが「過去清算」の法・制度の中で近親者の死あるいは行方不明をいかに解釈し、いかに位置づけ・意味づけてきたかについて分析した。また、この「申告書」の作成にあたって、遺族第一世代による意味付与がどのような記述戦略の工夫を通して模索されてきたかについても視野に入れた。

第4章では、遺族第一世代が属する父系血縁集団の家系記録（主に、除籍謄本と族譜、墓碑）を手がかりにして、済州4・3事件による民間人の大量死が、私的領域において生き残った親族成員＝遺族第一世代によってどのように意味づけられ表現されてきたかを明らかにした。さらに、こうした遺族第一世代による意味付与の工夫と国家権力から押しつけられる死の意味形成との間で生起する摩擦や葛藤の分析を通して、親族集団継承の危機に直面した遺族第一世代がどのように対処してその危機を乗り越えることができたのかについても考察できた。

第2部では、序章で示した問題提起を踏まえつつ、第1部での議論から得られた知見を整理し、より多角的な考察を試みるために、沖縄戦（第5章）と台湾2・28事件（第6章）の事例を中心に議論を展開したい。

まず、第5章では、第1部第3章における「国への『申請書』の申し立て」をめぐる議論を拡張展開する試みとして、沖縄戦の「戦後処理」として戦傷病者戦没者遺族等援護法にもとづいた「戦闘参加者についての申立書」を手がかりにして、「一般住民」の戦死者を「戦没者」として国家の枠組みに回収し意味づける過程を検証した。その上で、国家が主導するこうした圧倒的に強大な側面とは別の次元において、これらの死が生活世界のなかでいかに意味づけられてきたのか、また国家による死の意味化をいかに生活世界の論理で捉え返したのかを、遺族第一世代の工夫と実践を中心に解明した。

第6章では、第1部第4章における「父系血縁集団の家系記録における遺族第一世代による死の意味づけ」をめぐる議論を拡張展開する試みとして、台湾2・28事件をとりあげる。まず第一に、台湾2・28事件についての「過去清算」政策と、その産物としての「受難者」が創り出される背景及びそのプロセスを、本省人と同様に事件に巻き込まれ虐殺の対象となったが、今日、台湾政府による「受難者」認定の可否をめぐる論争になっている南西諸島出身者の事例から検証した。第二に、南

西諸島出身の行方不明者の家系記録を手がかりにして、遺族第一世代が、どのように近親者が経験した悲劇とその記憶を表現し意味づけてきたかについて明らかにした。こうした父系血縁集団レベルにおいて創造・蓄積し、運用されてきた家系記録の記載実践から、日常生活の戦略と絡み合ってきた行方不明の意味づけをめぐるダイナミズムを解明し、歴史に描かれることのない暴力の被害者の記憶を保持し継承する民衆の生活知の可能性を展望した。

終章では、各章において展開した論点をもう一度辿り直し、総合的な議論を行った。20世紀中葉、東アジアの島嶼地域民は、植民地体制から冷戦体制への転換期にあたって「太平洋戦争」と大量虐殺といった諸紛争に巻き込まれるなかで夥しい人命損失と人権蹂躪、共同体の分裂を強いられた。本論文で取り扱った済州4・3事件と沖縄戦、台湾2・28事件もそれらの事例の一つであった。紛争終了後、関係修復の流れのもと「戦後処理」や「過去清算」といった国家の主導する救済措置がそれぞれの国家・地域における民間人死者たちに向けられてきた。民主政権期の「過去清算」策としての「済州4・3特別法」や、アメリカ施政権下の沖縄に拡大適用された「援護法」、そして戒厳令解除後の台湾における「賠償条例」は今日に至るまで法的な効力を発揮しつつ存続している。これら国内法を根拠とした過去克服の政策・制度にもとづき、それぞれの国家・地域における大量死の公的な位置づけ/意味づけが試みられてきた。その結果、済州4・3事件においては「4・3犠牲者」が、沖縄戦では「戦没者」が、台湾2・28事件では「受難者」という公式の集合的死者群が創出された。しかしながら、これらの紛争に関わったすべての死者が「犠牲者」とされることはなかった。最終章においては、こうした「死者の犠牲者化」において設定された選別基準を比較分析することを通して、民間人の大量死を「国民の死」として位置づけようとする国家の政治的意思と、これらの死を生活世界のなかで自分たちにとって意味あるものに変換していこうとする微細な実践のせめぎ合いの過程とダイナミズムの全体像を提示した。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、濟州島4・3事件を手がかりに、20世紀半ばに国家が組織的に関与した大量死の清算がどのような論理で行われ、それに対して当事者の遺家族がどのような実践で対処してきたかについて考察したすぐれた社会学的論考である。

本研究の社会学的意義は以下の二点にまとめられる。第一に、従来の移行期正義論における「断絶」論的欠陥を乗り越えた点である。第二の意義は、国家が引き起こした過去の「大量死」における「正しい死」の線引きについて、遺家族がミクロな生活世界からそれを主体的に組み替えている過程を解明した点である。

古い政治体制が崩壊した後に、その時代に引き起こされた不正義を裁くことは、「移行期正義」という概念によって今日よく知られている。この「移行期正義」論は、「移行期」を区切りにして、「以前」の人権侵害期と「以後」の正義回復期を明確に断絶させて捉えてきた。この「断絶」論的視点に従うなら、「移行期」前には、人々は暴力的体制のもとで沈黙を強制され、「移行期」後になってはじめて「真実」を明らかにするようになったということになる。

これに対して本研究は、旧体制下において人びとは「沈黙」を強制される一方で、多様な方策と文化的実践を通して、被害の経験を刻み継承し共有してきたことを実証して見せた。4.3事件について島民は、2000年の「濟州4・3特別法」の制定と2002年の大統領による公的謝罪に至るまで、半世紀以上にわたり国家によって沈黙を強いられてきた。しかしその「沈黙」期においても、「4.3」の記憶を刻印し集合的に継承する試みがなされていた。本研究は、犠牲者の除籍謄本、族譜、墓碑における記述を精密かつ大量に比較した。4.3事件においては、当時の島民の一割以上が「アカ」、「暴徒」として殺害され、その大半は50代までの男性だった。したがって、1948年4月以降の動乱期に死亡したという届け出は、その死が「反国家的活動」によるものと推定され、遺家族に大きな不利益を与えた。そのため彼らは、死の時期と死因を、「4.3」から無関係なものに「変換」して役所に届け出た。その記録が除籍謄本における記載である。

それに対して、父系出自集団の価値規範にしたがうことが文化的につよく要請される族譜や墓碑においては、その死の時期は正確に記載され、「事変死」「惨死」といった4.3事件当時の軍・警察・右翼青年団などの「討伐隊」による殺戮を示唆した表現や、拉致・殺害・遺体放置を意味する「仮墓」という表現が頻繁になされていた。このように、「名誉回復」期以前の軍事政権下においても、「4.3」犠牲者の遺族は、「大量死」について、国家の監視と沈黙の強要に抗して、被害の歴史の記憶を記録し集合的に継承してきたことが明らかにされた。こうした実践が親密圏のなかで生成されてきたことを、本研究は明確に指摘し、「移行期正義論」の「断絶」論的視点を転換させたのである。

本研究の第二の意義は、大量死を線引きする国家の論理とそれに対処する人びとの実践の交渉・折衝メカニズムを解明した点である。4.3事件においては、200

0年の「特別法」制定まで、唯一の「正しい死」は、軍・警察・右翼青年団などの「討伐隊」の死であった。それ以外の死は「アカ」「暴徒」「武装隊」の「正しくない死」であり、国家による慰霊や援護の対象外に置かれた。しかし2000年以降、「正しい死」についての再定義をめぐる激しい言説の闘いが繰り広げられる。その過程で、一般島民の犠牲者が「アカ」「暴徒」の死から救い出され、補償と名誉回復の対象とされた。しかし「武装隊」に「参加」した島民の死については、「大韓民国のアイデンティティを毀損しない限り」という条件のもとで「正しい死」かどうかの交渉・折衝がなされる。こうした状況の中で、犠牲者の家族は、「国家アイデンティティ」を外形的に守護する立場にたちながら（それによって「正しい死者」として補償を受けながら）「討伐隊」を揶揄し「武装隊（の一部）」を否定しない「あいまい」性を言明のなかに潜ませることで、国家による「死の線引き」を生活世界のなかで変換していた。

同様の線引きをめぐる交渉は、沖縄戦における島民の死をめぐってもおこなわれている。1952年に成立した「戦争病者戦没者遺族等援護法」においては、国家と身分関係のない「一般島民」は当然のことながら、援護法の枠外に置かれた。1958年には、戦闘行為に参加（日本軍に協力）した一般島民については、援護法を拡大適用することが定められ、1981年には、当時「6才未満」のものであっても、これを適用するとされた。犠牲者の遺族は、こうした国家が構築した国家の正統性を維持するための「死の線引き」に対して、申告書のなかで、国家の正統性を揺さぶりながら、（沖縄人の生活世界を踏みにじった行為に対する）賠償金を獲得するという交渉・折衝を実践してきたことが明らかにされた。

以上見てきたように、本研究は、20世紀中葉の東アジア島嶼部で生起した大量の民間人の「死」について、国家によってなされる意味づけと犠牲となった人びとの側がそれを受容し変換しながらつくりあげる実践を、共通の視点で捉え直すことで、紛争と和解研究に新しい視座を切り開いたと高く評価できる。

とはいえ本研究に問題がないわけではない。とりわけ大きな問題は、東アジアの島嶼部における「大量死」をとりあげるといっても、「4. 3」事件と沖縄戦、「2. 28」事件とのあいだの歴史的位相の相違についての説明や、それを比較することでみえてくる地平の提示は十分とは言えない点である。しかし著者はこうした不十分点については十分自覚しており、今後の研究の進展のなかで解決可能な課題である。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2015年6月17日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。